



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示の一部を改正する告示（環境保全課） ..... 1
- 振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示の一部を改正する告示（環境保全課） ..... 2
- 騒音に係る環境基準の地域類型の指定の一部を改正する告示（環境保全課） ..... 2
- 悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示の一部を改正する告示（環境保全課） ..... 2
- 沖縄県災害弔慰金等負担金交付規程の一部を改正する告示（県民生活課） ..... 2
- 建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程の一部を改正する告示（土木総務課） ..... 2

### 訓 令

- 総合案内員設置規程の一部を改正する訓令（県民生活課） ..... 2
- 沖縄県消費者行政連絡会議設置要綱の一部を改正する訓令（県民生活課） ..... 3
- 嘱託獣医師設置規程の一部を改正する訓令（生活衛生課） ..... 4
- 沖縄県食品の安全安心推進本部設置規程の一部を改正する訓令（生活衛生課） ..... 5
- 沖縄県男女共同参画行政推進本部設置規程の一部を改正する訓令（平和・男女共同参画課） ..... 5
- 沖縄県青少年行政連絡会議設置規程の一部を改正する訓令（青少年・児童家庭課） ..... 6
- 沖縄県女性相談員設置規程の一部を改正する訓令（青少年・児童家庭課） ..... 7
- 心理療法嘱託員設置規程の一部を改正する訓令（青少年・児童家庭課） ..... 8
- 児童虐待対応協力員設置規程の一部を改正する訓令（青少年・児童家庭課） ..... 8
- 児童虐待対応嘱託法律専門家設置規程の一部を改正する訓令（青少年・児童家庭課） ..... 8
- 里親対応専門員設置規程の一部を改正する訓令（青少年・児童家庭課） ..... 9
- 家庭児童支援員設置規程の一部を改正する訓令（青少年・児童家庭課） ..... 10
- 沖縄県母子福祉協力員設置規程の一部を改正する訓令（青少年・児童家庭課） ..... 10
- 沖縄県食育推進本部設置規程の一部を改正する訓令（健康増進課） ..... 11
- 沖縄県衛生環境研究所ハブ研究嘱託員設置規程の一部を改正する訓令（薬務疾病対策課） ..... 12
- 沖縄県食品表示調査・相談等事務嘱託員設置規程の一部を改正する訓令（流通政策課） ..... 12
- 沖縄県地域森林計画業務嘱託員設置規程の一部を改正する訓令（森林緑地課） ..... 13
- 沖縄県就業相談員設置規程等の一部を改正する訓令（労政能力開発課） ..... 13
- 沖縄県国際物流拠点形成推進役設置規程の一部を改正する訓令（国際物流推進課） ..... 13

## 告 示

### 沖縄県告示第195号

昭和54年沖縄県告示第95号（騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

第1表備考2中「沖縄県環境生活部環境保全課」を「沖縄県環境部環境保全課」に改める。

沖縄県告示第196号

昭和54年沖縄県告示第96号（振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

第1表備考2中「沖縄県環境生活部環境保全課」を「沖縄県環境部環境保全課」に改める。

沖縄県告示第197号

平成11年沖縄県告示第293号（騒音に係る環境基準の地域類型の指定）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

備考3中「沖縄県環境生活部環境保全課」を「沖縄県環境部環境保全課」に改める。

沖縄県告示第198号

平成18年沖縄県告示第246号（悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

第1表備考2中「沖縄県環境生活部環境保全課」を「沖縄県環境部環境保全課」に改める。

沖縄県告示第199号

沖縄県災害弔慰金等負担金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県災害弔慰金等負担金交付規程の一部を改正する告示

沖縄県災害弔慰金等負担金交付規程（昭和50年沖縄県告示第332号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「環境生活部」を「子ども生活福祉部」に改める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県告示第200号

建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程の一部を改正する告示

建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程（昭和52年沖縄県告示第445号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「沖縄県ダム事務所長」を「沖縄県ダム事務所長  
沖縄県都市モノレール建設事務所長」に改める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

訓

令

沖縄県訓令第26号

知 事 部 局

総合案内員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

**総合案内員設置規程の一部を改正する訓令**

総合案内員設置規程（平成12年沖縄県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「環境生活部県民生活課」を「子ども生活福祉部県民生活課」に、「置く」を「設置する」に改める。

第3条中「環境生活部県民生活課長」を「子ども生活福祉部県民生活課長」に改める。

第4条第3項中「環境生活部環境政策課長」を「子ども生活福祉部福祉政策課長」に改める。

第6条の見出しを「（勤務条件）」に改め、同条第2項中「、16日以内」を「16日以内」に、「、県民生活課長」を「県民生活課長」に改める。

第9条中「環境生活部長」を「子ども生活福祉部長」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成26年 4月 1日から施行する。

沖縄県訓令第27号

沖縄県教育委員会教育長訓令第8号

沖縄県警察本部訓令第11号

庁 内 一 般  
教 育 庁  
警 察 本 部

沖縄県消費者行政連絡会議設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 3月31日

沖 縄 県 知 事 仲 井 眞 弘 多  
沖 縄 県 教 育 委 員 会 教 育 長 諸 見 里 明  
沖 縄 県 警 察 本 部 長 笠 原 俊 彦

**沖縄県消費者行政連絡会議設置要綱の一部を改正する訓令**

沖縄県消費者行政連絡会議設置要綱（平成18年沖縄県訓令第74号・沖縄県教育委員会教育長訓令第9号・沖縄県警察本部訓令第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「県民生活統括監」を「子ども生活福祉部生活企画統括監」に改め、同条第3項中「県民生活課長」を「子ども生活福祉部県民生活課長（以下「県民生活課長」という。）」に改める。

第8条中「県民生活課」を「子ども生活福祉部県民生活課」に改める。

別表第1中「環境生活部環境政策課長」を「環境部環境政策課長」に、「環境生活部環境整備課長」を「環境部環境整備課長」に改め、「環境生活部生活衛生課長」を削り、「福祉保健部高齢者福祉介護課長」を「子ども生活福祉部高齢者福祉介護課長」に、「福祉保健部健康増進課長」を

「保健医療部健康長寿課長」に、「福祉保健部薬務疾病対策課長」を「保健医療部薬務疾病対策課長」に、「保健医療部生活衛生課長」

「農林水産部流通政策課長」を「農林水産部流通・加工推進課長」に改める。

別表第2中「環境生活部環境政策課環境企画班班長」を「環境部環境政策課環境企画班班長」に、「環境生活部環境整備課一般廃棄物班班長」を「環境部環境整備課一般廃棄物班班長」に改め、「環境生活部生活衛生課食品乳肉班班長」を削り、「福祉保健部高齢者福祉介護課在宅福祉班班長」を「子ども生活福祉部高齢者福祉介護課在宅福祉班班長」に、「福祉保健部高齢者福祉介護課介護企画班班長」を「子ども生活福祉部高齢者福祉介護課介護企画班班長」に、「福祉保健部高齢者福祉介護課介護指導班班長」を「子ども生活福祉部高齢者福祉介護課介護指導班班長」に、「福祉保健部健康増進課健康づくり班班長」を

「保健医療部健康長寿課健康づくり班班長

保健医療部生活衛生課食品乳肉班班長」に、「福祉保健部薬務疾病対策課薬務班班長」を「保健医療部薬務疾病対策課薬務班班長」に、「農林水産部流通政策課流通・市場班班長」を「農林水産部流通・加工推

進課流通政策班班長」に、「農林水産部畜産課生産衛生班班長」を「農林水産部畜産課衛生企画班班長」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

**沖縄県訓令第28号**

知 事 部 局

嘱託獣医師設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

**嘱託獣医師設置規程の一部を改正する訓令**

嘱託獣医師設置規程（昭和56年沖縄県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（設置）

**第1条** と畜検査業務、食鳥検査業務、狂犬病予防業務並びに動物の愛護及び管理業務の円滑な運営に資するため、沖縄県中央食肉衛生検査所、沖縄県北部食肉衛生検査所、沖縄県南部保健所、沖縄県宮古保健所及び沖縄県八重山保健所にと畜検査業務及び食鳥検査業務に従事する獣医師を、沖縄県動物愛護管理センターに狂犬病予防業務並びに動物の愛護及び管理業務に従事する獣医師を設置する。

第2条を削る。

第3条中「嘱託獣医師」を「前条に規定する獣医師（以下「嘱託獣医師」という。）」に改め、同条を第2条とし、同条の次に次の1条を加える。

（職務）

**第3条** 嘱託獣医師は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務を行う。

- (1) と畜検査業務に従事する獣医師 と畜場法（昭和28年法律第114号）第14条、第16条、第17条第1項及び第18条第2項に規定する業務
- (2) 食鳥検査業務に従事する獣医師 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第15条、第17条第1項第1号及び第2号、第20条並びに第38条第1項に規定する業務
- (3) 狂犬病予防業務に従事する獣医師 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条、第11条、第12条及び第14条に規定する業務
- (4) 動物の愛護及び管理業務に従事する獣医師 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第24条及び第33条に規定する業務

第4条第4項中「環境生活部環境政策課長」を「保健医療部保健医療政策課長又は環境部環境政策課長」に改める。

第5条を次のように改める。

（報酬等）

**第5条** 嘱託獣医師の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

第6条第3項中「第2条の規定により」を削り、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

嘱託獣医師の勤務場所は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場所とする。

- (1) と畜検査業務又は食鳥検査業務に従事する獣医師 沖縄県中央食肉衛生検査所若しくは沖縄県北部食肉衛生検査所の長又は沖縄県南部保健所、沖縄県宮古保健所若しくは沖縄県八重山保健所の長が指定する場所
  - (2) 狂犬病予防業務並びに動物の愛護及び管理業務に従事する獣医師 沖縄県動物愛護管理センター
- 第7条を削り、第8条を第7条とする。

第9条第1号中「第5条」を「第3条」に改め、同条を第8条とする。

第10条を第9条とする。

**附 則**

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第29号

沖縄県教育委員会教育長訓令第9号

庁 内 一 般  
教 育 庁

沖縄県食品の安全安心推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 3月31日

沖 縄 県 知 事 仲 井 眞 弘 多  
沖 縄 県 教 育 委 員 会 教 育 長 諸 見 里 明

沖縄県食品の安全安心推進本部設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県食品の安全安心推進本部設置規程（平成20年沖縄県訓令第40号・沖縄県教育委員会教育長訓令第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「環境生活部」を「保健医療部」に改め、同条第3項中「環境生活部長」を「保健医療部長」に改める。

第6条第4項中「環境生活部県民生活統括監」を「保健医療部保健衛生統括監」に改め、同条第5項中「環境生活部生活衛生課長」を「保健医療部生活衛生課長」に改める。

第8条中「環境生活部生活衛生課」を「保健医療部生活衛生課」に改める。

別表第1中「福祉保健部長」を「子ども生活福祉部長」に改める。

別表第2中「環境生活部県民生活課長」を「子ども生活福祉部県民生活課長」に、「福祉保健部健康増進課長」を「保健医療部健康長寿課長」に、「福祉保健部薬務疾病対策課長」を「保健医療部薬務疾病対策課長」に、「農林水産部流通政策課長」を「農林水産部流通・加工推進課長」に、「農林水産部森林緑地課長」を「農林水産部森林管理課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年 4月 1日から施行する。

沖縄県訓令第30号

沖縄県教育委員会教育長訓令第10号

沖縄県警察本部訓令第12号

庁 内 一 般  
教 育 庁  
警 察 本 部

沖縄県男女共同参画行政推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 3月31日

沖 縄 県 知 事 仲 井 眞 弘 多  
沖 縄 県 教 育 委 員 会 教 育 長 諸 見 里 明  
沖 縄 県 警 察 本 部 長 笠 原 俊 彦

沖縄県男女共同参画行政推進本部設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県男女共同参画行政推進本部設置規程（平成4年沖縄県訓令第21号・沖縄県教育委員会教育長訓令第3号・沖縄県警察本部訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「環境生活部」を「子ども生活福祉部」に改め、同条第3項中「環境生活部長」を「子ども生活福祉部長」に改める。

第6条第4項中「環境生活部県民生活統括監」を「子ども生活福祉部生活企画統括監」に、「平和・男女共同参画課長」を「平和援護・男女参画課長」に改める。

第7条第4項中「平和・男女共同参画課男女共同参画班班長」を「平和援護・男女参画課男女共同参画班班長」に改める。

第9条中「環境生活部平和・男女共同参画課」を「子ども生活福祉部平和援護・男女参画課」に改める。

別表第1中「福祉保健部長」を「環境部長  
保健医療部長」に改める。

別表第2中「環境生活部環境政策課長」を「環境部環境政策課長」に、

「福祉保健部福祉保健企画課長」を「子ども生活福祉部福祉政策課長 保健医療部保健医療政策課長」に、「農林水産部農林水産企画課長」を「農林水産部農林水産総務課長」に、「土木建築部土木企画課長」を「土木建築部土木総務課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第31号

沖縄県教育委員会教育長訓令第11号

沖縄県警察本部訓令第13号

庁 内 一 般  
教 育 庁  
警 察 本 部

沖縄県青少年行政連絡会議設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月31日

沖 縄 県 知 事 仲 井 眞 弘 多  
沖 縄 県 教 育 委 員 会 教 育 長 諸 見 里 明  
沖 縄 県 警 察 本 部 長 笠 原 俊 彦

沖縄県青少年行政連絡会議設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県青少年行政連絡会議設置規程（昭和50年沖縄県訓令第6号・沖縄県教育委員会教育長訓令第1号・沖縄県警察本部訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「福祉保健部福祉企画統括監」を「子ども生活福祉部子ども福祉統括監」に、「福祉保健部青少年・児童家庭課長」を「子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課長」に、「もつて」を「もって」に改め、同条第3項中「もつて」を「もって」に改める。

第6条第3項中「福祉保健部青少年・児童家庭課長」を「子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課長」に、「もつて」を「もって」に、「福祉保健部青少年・児童家庭課青少年育成班」を「子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課青少年育成班」に改め、同条第4項中「もつて」を「もって」に改める。

第7条中「福祉保健部青少年・児童家庭課」を「子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課」に改める。

別表第1中	「	文化環境部	平和・男女共同参画課長	を
		文化環境部	県民生活課長	
		福祉保健部	健康増進課長	
		福祉保健部	業務衛生課長	
		農林水産部	営農支援課長	
		観光商工部	雇用労政課	
		観光商工部	交流推進課長	
	」			

「	知事公室	広報交流課長	に、「銃器薬物対策課長」を
	子ども生活福祉部	県民生活課長	
	子ども生活福祉部	平和援護・男女参画課長	
	保健医療部	健康長寿課長	
	保健医療部	生活衛生課長	
	農林水産部	営農支援課長	
	商工労働部	労働政策課長	
」			

「暴力団対策課長」に改める。

「	文化環境部	平和・男女共同参画課男女共同参画班の班長	」
	文化環境部	県民生活課消費生活班の班長	
	福祉保健部	健康増進課母子保健班の班長	

別表第2中	福 祉 保 健 部	青少年・児童家庭課青少年育成班の班長	を
	福 祉 保 健 部	業務衛生課生活衛生・水道班の班長	
	農 林 水 産 部	営農支援課営農担い手班の班長	
	観 光 商 工 部	雇用労政課労政福祉班の班長	
	観 光 商 工 部	交流推進課主幹	

知 事 公 室	広報交流課主幹	に、「生活安全企画課営業係
子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課青少年育成班の班長	
子ども生活福祉部	県民生活課消費生活班の班長	
子ども生活福祉部	平和援護・男女参画課男女共同参画班の班長	
保 健 医 療 部	健康長寿課母子保健班の班長	
保 健 医 療 部	生活衛生課生活衛生・水道班の班長	
農 林 水 産 部	営農支援課営農担い手班の班長	
商 工 労 働 部	労働政策課労政福祉班の班長	

長」を「生活安全企画課課長補佐（審査担当）」に、「少年課企画係長」を「少年課課長補佐（企画指導担当）」に、「銃器薬物対策課薬物犯特捜第一係長」を「暴力団対策課課長補佐（銃器犯・薬物犯特捜担当）」に、「交通企画課安全第一係長」を「交通企画課課長補佐（安全担当）」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

**沖縄県訓令第32号**

知 事 部 局

沖縄県女性相談員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

**沖縄県女性相談員設置規程の一部を改正する訓令**

沖縄県女性相談員設置規程（昭和62年沖縄県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

子 ども 生 活 福 祉 部

第1条を次のように改める。

（設置）

**第1条** 売春防止法（昭和31年法律第118号。以下「法」という。）第35条第3項に規定する業務を行わせるため、沖縄県女性相談所、沖縄県北部福祉保健所、沖縄県中部福祉保健所、沖縄県南部福祉保健所、沖縄県宮古福祉保健所及び沖縄県八重山福祉保健所に沖縄県女性相談員（以下「相談員」という。）を設置する。

第2条を削り、第3条を第2条とし、同条の次に次の1条を加える。

（職務）

**第3条** 相談員は、沖縄県女性相談所、沖縄県北部福祉保健所、沖縄県中部福祉保健所、沖縄県南部福祉保健所、沖縄県宮古福祉保健所又は沖縄県八重山福祉保健所の長（以下「所長」という。）の指揮監督を受けて、法第35条第3項に規定する業務並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第4条に規定する業務、同法第14条第2項に基づく書面作成及び同条第3項に基づく説明を行う。

第4条第3項中「福祉保健部福祉保健企画課長」を「子ども生活福祉部福祉政策課長」に改める。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

第7条中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

相談員の勤務場所は、沖縄県女性相談所、沖縄県北部福祉保健所、沖縄県中部福祉保健所、沖縄県南部福祉保健所、沖縄県宮古福祉保健所又は沖縄県八重山福祉保健所とする。

第7条を第6条とし、第8条を第7条とする。

第9条第1号中「第5条に規定する業務」を「第3条に規定する職務」に改め、同条を第8条とする。  
第10条の見出しを「(補則)」に改め、同条中「福祉保健部長」を「子ども生活福祉部長」に改め、同条を第9条とする。

**附 則**

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

**沖縄県訓令第33号**

知 事 部 局

心理療法嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

**心理療法嘱託員設置規程の一部を改正する訓令**

心理療法嘱託員設置規程（平成12年沖縄県訓令第18号）の一部を次のように改正する。  
令達先を次のように改める。

子 ども 生 活 福 祉 部

第3条第3号中「その他」を「前2号に掲げるもののほか、」に改める。

第4条第3項中「福祉保健部福祉保健企画課長」を「子ども生活福祉部福祉政策課長」に改める。

第9条中「福祉保健部長」を「子ども生活福祉部長」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

**沖縄県訓令第34号**

知 事 部 局

児童虐待対応協力員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

**児童虐待対応協力員設置規程の一部を改正する訓令**

児童虐待対応協力員設置規程（平成12年沖縄県訓令第24号）の一部を次のように改正する。  
令達先を次のように改める。

子 ども 生 活 福 祉 部

第1条を次のように改める。

(設置)

**第1条** 児童相談所における児童虐待相談に対応するため、沖縄県中央児童相談所（以下「中央児童相談所」という。）及び沖縄県中央児童相談所八重山分室（以下「八重山分室」という。）並びに沖縄県コザ児童相談所（以下「コザ児童相談所」という。）に児童虐待対応協力員（以下「協力員」という。）を設置する。

第3条中「児童相談所長（以下「所長」という。）及び分室長」を「中央児童相談所の長若しくは八重山分室の分室長又はコザ児童相談所の長（以下「所長等」という。）」に改め、同条第4号中「その他所長及び分室長」を「前3号に掲げるもののほか、所長等」に改める。

第4条第3項中「場合は」を「場合には」に、「福祉保健部福祉保健企画課長」を「子ども生活福祉部福祉政策課長」に改める。

第6条第1項中「児童相談所及び中央児童相談所八重山分室」を「中央児童相談所若しくは八重山分室又はコザ児童相談所」に改め、同条第2項中「所長及び分室長」を「所長等」に改める。

第9条中「福祉保健部長」を「子ども生活福祉部長」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

**沖縄県訓令第35号**



知 事 部 局

児童虐待対応嘱託法律専門家設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

**児童虐待対応嘱託法律専門家設置規程の一部を改正する訓令**

児童虐待対応嘱託法律専門家設置規程（平成14年沖縄県訓令第11号）の一部を次のように改正する。  
令達先を次のように改める。

子 ども 生 活 福 祉 部

第1条中「児童虐待対応嘱託法律専門家」を「沖縄県中央児童相談所及び沖縄県コザ児童相談所に児童虐待対応嘱託法律専門家」に改める。

第3条中「児童相談所長」を「沖縄県中央児童相談所又は沖縄県コザ児童相談所の長」に、「児童相談所」を「沖縄県中央児童相談所又は沖縄県コザ児童相談所」に改める。

第4条第3項中「場合は」を「場合には」に、「福祉保健部福祉保健企画課長」を「子ども生活福祉部福祉政策課長」に改める。

第6条第1項中「児童相談所」を「沖縄県中央児童相談所又は沖縄県コザ児童相談所」に改め、同条第2項中「、所長」を「所長」に改める。

第7条を次のように改める。

(サービス)

第7条 法律専門家は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 法律専門家は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 法律専門家は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

4 法律専門家は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

第9条中「福祉保健部長」を「子ども生活福祉部長」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

**沖縄県訓令第36号**

知 事 部 局

里親対応専門員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

**里親対応専門員設置規程の一部を改正する訓令**

里親対応専門員設置規程（平成16年沖縄県訓令第20号）の一部を次のように改正する。  
令達先を次のように改める。

子 ども 生 活 福 祉 部

第1条を次のように改める。

(設置)

第1条 里親家庭に対し、委託児童の養育や里親自身に関する相談等を円滑に実施するため、沖縄県中央児童相談所及び沖縄県コザ児童相談所に里親対応専門員（以下「専門員」という。）を設置する。

第2条を削り、第3条を第2条とする。

第4条中「児童相談所長」を「沖縄県中央児童相談所又は沖縄県コザ児童相談所の長（以下これらを「所長」という。）」に、「次に」を「次に」に改め、同条を第3条とする。

第5条第3項中「場合は」を「場合には」に、「福祉保健部福祉保健企画課長」を「子ども生活福祉部福祉政策課長」に改め、同条を第4条とする。

第6条を第5条とする。

第7条第1項中「児童相談所」を「沖縄県中央児童相談所又は沖縄県コザ児童相談所」に改め、同条第2項中「、16日以内」を「16日以内」に、「児童相談所長」を「所長」に改め、同条を第6条とする。

第8条を第7条とする。

第9条第1号中「第4条」を「第3条」に改め、同条を第8条とする。  
第10条中「福祉保健部長」を「子ども生活福祉部長」に改め、同条を第9条とする。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第37号

知 事 部 局

家庭児童支援員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

家庭児童支援員設置規程の一部を改正する訓令

家庭児童支援員設置規程（平成17年沖縄県訓令第44号）の一部を次のように改正する。  
令達先を次のように改める。

子ども生活福祉部

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 児童の福祉に関する業務を円滑に遂行し、児童虐待等の問題に適切に対応するとともに、町村に対し必要な援助を行うため、沖縄県北部福祉保健所、沖縄県中部福祉保健所、沖縄県南部福祉保健所及び沖縄県八重山福祉保健所に家庭児童支援員（以下「支援員」という。）を設置する。

第2条を削り、第3条を第2条とする。

第4条中「沖縄県北部福祉保健所長、沖縄県中部福祉保健所長、沖縄県南部福祉保健所長」を「沖縄県北部福祉保健所、沖縄県中部福祉保健所、沖縄県南部福祉保健所」に改め、同条第4号中「その他」を「前3号に掲げるもののほか、」に改め、同条を第3条とする。

第5条第3項中「場合は」を「場合には」に、「福祉保健部福祉保健企画課長」を「子ども生活福祉部福祉政策課長」に改め、同条を第4条とする。

第6条を第5条とする。

第7条の見出しを「（勤務条件）」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

支援員の勤務場所は、沖縄県北部福祉保健所、沖縄県中部福祉保健所、沖縄県南部福祉保健所又は沖縄県八重山福祉保健所とする。

第7条を第6条とし、第8条を第7条とする。

第9条第1号中「第4条」を「第3条」に改め、同条を第8条とする。

第10条を第9条とする。

第11条中「知事」を「子ども生活福祉部長」に改め、同条を第10条とする。

別記様式中「第10条」を「第9条」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第38号

知 事 部 局

沖縄県母子福祉協力員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県母子福祉協力員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県母子福祉協力員設置規程（平成23年沖縄県訓令第64号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

子ども生活福祉部

第1条を次のように改める。

(設置)

**第1条** 母子寡婦福祉資金の償還指導等のため、沖縄県北部福祉保健所、沖縄県中部福祉保健所、沖縄県南部福祉保健所、沖縄県宮古福祉保健所及び沖縄県八重山福祉保健所に沖縄県母子福祉協力員（以下「協力員」という。）を設置する。

第2条を削り、第3条を第2条とし、同条の次に次の1条を加える。

(職務)

**第3条** 協力員は、沖縄県北部福祉保健所、沖縄県中部福祉保健所、沖縄県南部福祉保健所、沖縄県宮古福祉保健所又は沖縄県八重山福祉保健所の長（以下「所長」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

(1) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第13条及び第32条の規定により県が貸し付けた資金の円滑適正な償還を図るため、母子家庭等に対し、償還計画及び支払について指導を行うこと。

(2) 担当区域内の母子家庭等の把握に努め、その福祉の増進を図ること。

第4条第3項中「福祉保健部福祉保健企画課長」を「子ども生活福祉部福祉政策課長」に改める。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

第7条中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

協力員の勤務場所は、沖縄県北部福祉保健所、沖縄県中部福祉保健所、沖縄県南部福祉保健所、沖縄県宮古福祉保健所又は沖縄県八重山福祉保健所とする。

第7条を第6条とし、第8条を第7条とする。

第9条第1号中「第5条」を「第3条」に改め、同条を第8条とする。

第10条の見出しを「（補則）」に改め、同条中「福祉保健部長」を「子ども生活福祉部長」に改め、同条を第9条とする。

**附 則**

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第39号

沖縄県教育委員会教育長訓令第12号

庁 内 一 般  
教 育 庁

沖縄県食育推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 3月31日

沖 縄 県 知 事 仲 井 眞 弘 多  
沖縄県教育委員会教育長 諸 見 里 明

**沖縄県食育推進本部設置規程の一部を改正する訓令**

沖縄県食育推進本部設置規程（平成18年沖縄県訓令第72号・沖縄県教育委員会教育長訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「福祉保健部」を「保健医療部」に改め、同条第3項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 子ども生活福祉部長

(2) 保健医療部長

第6条第4項中「福祉保健部保健衛生統括監」を「保健医療部保健衛生統括監」に改め、同条第5項第1号から第4号までを次のように改める。

(1) 子ども生活福祉部子育て支援課長

(2) 保健医療部健康長寿課長

(3) 保健医療部生活衛生課長

(4) 農林水産部流通・加工推進課長

第7条中「福祉保健部健康増進課」を「保健医療部健康長寿課」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

## 沖縄県訓令第40号

知 事 部 局

沖縄県衛生環境研究所ハブ研究嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

## 沖縄県衛生環境研究所ハブ研究嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県衛生環境研究所ハブ研究嘱託員設置規程（平成12年沖縄県訓令第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「沖縄県衛生環境研究所ハブ研究嘱託員」を「沖縄県衛生環境研究所に沖縄県衛生環境研究所ハブ研究嘱託員」に改める。

第4条の見出しを「（委嘱及び委嘱期間）」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 ハブ研究嘱託員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、保健医療部保健医療政策課長は、総務部行政管理課長と協議するものとする。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

第7条に次の1項を加える。

- 3 ハブ研究嘱託員の勤務時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の規定の適用を受ける職員の勤務時間に準ずるものとする。

第7条第2項中「、17日以内」を「17日以内」に、「、所長」を「所長」に改め、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

（服務）

第7条 ハブ研究嘱託員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

- 2 ハブ研究嘱託員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 ハブ研究嘱託員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 4 ハブ研究嘱託員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

第8条を削り、第9条を第8条とする。

第10条中「福祉保健部長」を「保健医療部長」に改め、同条を第9条とする。

## 附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

## 沖縄県訓令第41号

農 林 水 産 部

沖縄県食品表示調査・相談等事務嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

## 沖縄県食品表示調査・相談等事務嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県食品表示調査・相談等事務嘱託員設置規程（平成24年沖縄県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「農林水産部流通政策課」を「農林水産部流通・加工推進課」に改める。

第3条中「農林水産部流通政策課長（以下「流通政策課長」という。）」を「農林水産部流通・加工推進課長（以下「流通・加工推進課長」という。）」に改め、同条第3号中「流通政策課長」を「流通・加工推進課長」に改める。

第6条第1項中「農林水産部流通政策課」を「農林水産部流通・加工推進課」に改め、同条第2項中「流通政策課長」を「流通・加工推進課長」に改める。

## 附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

## 沖縄県訓令第42号

農 林 水 産 部

沖縄県地域森林計画業務嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

## 沖縄県地域森林計画業務嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県地域森林計画業務嘱託員設置規程（平成15年沖縄県訓令第59号）の一部を次のように改正する。

第4条中「森林緑地課長」を「森林管理課長」に改める。

第7条第1項中「森林緑地課」を「森林管理課」に改める。

## 附 則

この訓令は、平成26年 4月 1日から施行する。

## 沖縄県訓令第43号

商 工 労 働 部

沖縄県就業相談員設置規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

## 沖縄県就業相談員設置規程等の一部を改正する訓令

（沖縄県就業相談員設置規程の一部改正）

第1条 沖縄県就業相談員設置規程（平成18年沖縄県訓令第64号）の一部を次のように改正する。

第2条中「商工労働部労政能力開発課」を「商工労働部労働政策課」に改める。

第3条中「商工労働部労政能力開発課長（以下「労政能力開発課長」という。）」を「商工労働部労働政策課長（以下「労働政策課長」という。）」に改める。

第6条第1項及び第2項中「労政能力開発課長」を「労働政策課長」に改める。

（沖縄県女性就業技術講習講師設置規程の一部改正）

第2条 沖縄県女性就業技術講習講師設置規程（平成20年沖縄県訓令第22号）の一部を次のように改正する。

第3条中「商工労働部労政能力開発課長（以下「労政能力開発課長」という。）」を「商工労働部労働政策課長（以下「労働政策課長」という。）」に改める。

第6条第1項から第3項までの規定中「労政能力開発課長」を「労働政策課長」に改める。

（沖縄県障害者職業訓練コーチ設置規程の一部改正）

第3条 沖縄県障害者職業訓練コーチ設置規程（平成25年沖縄県訓令第58号）の一部を次のように改正する。

第1条中「商工労働部労政能力開発課」を「商工労働部労働政策課」に改める。

第3条中「商工労働部労政能力開発課長」を「商工労働部労働政策課長」に改める。

第6条第1項中「商工労働部労政能力開発課」を「商工労働部労働政策課」に改め、同条第2項中「商工労働部労政能力開発課長」を「商工労働部労働政策課長」に改める。

## 附 則

この訓令は、平成26年 4月 1日から施行する。

## 沖縄県訓令第44号

商 工 労 働 部

沖縄県国際物流拠点形成推進役設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

## 沖縄県国際物流拠点形成推進役設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県国際物流拠点形成推進役設置規程（平成26年沖縄県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第4条中「商工労働部国際物流推進課長（以下「国際物流推進課長」という。）」を「商工労働部国際物

流商業課長（以下「国際物流商業課長」という。）」に改め、同条第3号中「国際物流推進課長」を「国際物流商業課長」に改める。

第7条第1項中「商工労働部国際物流推進課」を「商工労働部国際物流商業課」に改め、同条第2項中「国際物流推進課長」を「国際物流商業課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号
---	---